

平成29年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金 申請にあたっての注意事項

1 申請の流れ

今回提出していただく資料は、事前審査のための書類です。

審査の結果、採択が可能となりましたら、改めて本申請をしていただくことになります。その際に、改めての提出していただく書類は、事務局から連絡します。本申請の時期は6月上旬を予定しています。（当面、国交付金のみの採択申請となる予定です）

2 市町村による有効性の確認

今年度から、採択にあたって市町村の意見が必要になりました。事前審査の際に提出していただいた書類の写しを、当協議会から活動森林の所在市町村に送付し、市町村が活動の有効性を認めることが、採択の要件となっています。

必要に応じて役場の担当課に各活動組織から活動目的や内容の説明に行ってください。場合がありますので、ご承知おきください。

3 道及び市町村の支援

今年度から、道及び市町村の上乗せ助成が得られる場合がある制度となりました。

道と市町村を合わせた支援額は、国交付金のおよそ1/3に相当する額です。（ただし、資機材・施設の整備を除く）

上乗せ助成の有無やその助成額は、市町村によって異なります。上乗せ助成が決定しましたら、当協議会から連絡を差し上げ、改めて変更申請していただくことになります。今回の採択申請書（様式第13号）には、国の交付金のみを記入してください。

道及び市町村の上乗せ助成がある場合の目安額を知りたい場合は、当協議会にお問い合わせください。

4 採択のための必須要件

今年度から加わった採択のための必須要件は次のとおりです。

(1) 取組メニュー

「地域環境保全タイプ（里山林保全）」又は「森林資源利用タイプ」のいずれかに取り組むことが必須となりました。「森林機能強化タイプ」「教育・研修活動タイプ」のみでは申請できません。

(2) 安全講習

作業を安全に行うための安全講習を開催することが義務づけられました。

活動組織が主催し、原則として会員全員が参加して、半日程度の研修を行う必要があります。講師は外部、内部を問いませんが、他の団体等が主催する講習会に参加するだけでは不十分で、活動組織が自ら主催する必要があります。

採択申請書（様式第13号）の8、活動計画書（様式第12号）の9に、その内容

を記載してください。

安全講習を実施しなかった場合は、採択を取り消すこととなります。(概算払いを受けた場合は全額返還となります)

(3) 交付金の効果の調査・確認 (モニタリング)

活動組織が自ら活動対象森林を調査し、数値目標とそれをモニタリングする方法を定める必要があります。活動計画書(様式第12号)の8に記載します。

詳しくはホームページのお知らせ欄にアップしてある「モニタリング・ガイドライン」を参照してください。

当協議会では道内数カ所でモニタリングの方法に関する説明会の開催と手引きの配布を予定しています(開催場所、日時は後日ホームページにアップします)説明会を聴いてから目標を決めたい組織は、とりあえず活動計画書(様式第12号)の8を未記入で提出していただき、後日追記することもできますので、ご相談ください。

なお、この調査を行わなかった場合は、採択を取り消すこととなります。(概算払いを受けた場合は全額返還となります)

(4) 自己財源の確保

今年度から、経費をすべて交付金でまかなうのではなく、活動組織自らが会費、林産物売上などの自己財源を確保することが義務づけられました。活動計画書(様式第12号)の13の(2)にその内容を記載するとともに、会費を徴収する場合は、規約にその旨を明記してください。

5 資機材・施設の整備

活動に必要な資機材・施設の整備についても、交付金を申請することができますが、交付率は1/2以内又は1/3以内で、残りを自己負担する必要があります。詳しくは実施要領(別紙3)の第4の(2)(p.12)を参照してください。

希望する組織は、採択申請書(様式第13号)の4に必要事項を記入してください。「森林面積等」の欄に購入予定額(自己負担分を含む全額)、「国交付金額」の欄にその1/2以内又は1/3以内(千円未満切り捨て)を記入し、見積書、カタログの写し等価格のわかる資料を添付してください。

なお、資機材・施設の整備については、道及び市町村の上乗せ助成はありません。

6 森林計画図、森林調査簿

市町村役場、振興局林務課又は森林室で交付してもらい、写しを添付してください。森林計画図には活動を実施する区域やその内容を記入します。詳しくは活動計画書(様式第12号)の12に記載してあります。

森林経営計画が樹立されている森林では、交付金を活用した活動はできませんので、ご注意ください。

7 間伐等(除伐、枝打ちを含む)の実施面積、長期にわたって手入れをしていなかったと考えられる里山林

該当がある場合は、採択申請書（様式第13号）の4及び活動計画書（様式第12号）の7にその面積を記入し、手入れをしていなかったと考えられる里山林の写真を添付（活動計画書（様式第12号）の13の(2)）してください。

8 活動計画書の7 年度別スケジュール

平成27年度に採択を受けた組織は「平成29年度」の計画のみ記載、平成28年度に採択を受けた組織は、「平成29年度、30年度」の計画を記載、今年度新たに採択を希望する組織（3年の活動を終えて再度申請する組織を含む）は3カ年分の計画を記載してください。

9 交付決定前着手届

交付決定は7月頃になります。それ以前に活動を開始する組織は、交付決定前着手届（様式第9号）を提出してください。

10 その他

不明な点は当協議会事務局に電話又はメールでお問い合わせください。書類を郵送する前に、電子メールにより提出して、内容のチェックを受けることをお勧めします。押印の必要のない書類は、メールで提出を完了することも可能です。

~~~~~

〒060-0004 札幌市条中央区北4条西5丁目1  
（公社）北海道森と緑の会 内  
北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
事務局 大堀、片岡  
TEL 011-261-9022 FAX 011-261-9032  
E-mail morimidori@h-green.or.jp

~~~~~